

(表1) リスク管理債権の状況(平成13年3月期)

(単位：億円)

	機関数	貸出金	リスク管理債権					貸倒引当金	
			破綻先債権	延滞債権	3カ月以上延滞債権	貸出条件緩和債権	個別貸倒引当金		
都市銀行	9	2,389,450	128,950	9,520	76,380	4,660	38,380	48,520	27,740
長期信用銀行	3	317,560	31,670	5,360	10,680	230	15,390	11,850	6,490
信託銀行	6	428,870	32,190	2,950	16,100	230	12,910	9,020	4,930
都銀・長信銀・信託計	18	3,135,880	192,810	17,830	103,160	5,130	66,680	69,390	39,170
地方銀行	64	1,359,980	95,630	10,850	53,660	1,200	29,910	33,840	24,040
第二地方銀行	55	446,030	36,710	4,610	21,080	390	10,620	12,320	9,210
地域銀行計	119	1,806,010	132,340	15,470	74,740	1,600	40,540	46,160	33,250
小計(全国銀行)	137	4,941,890	325,150	33,300	177,910	6,730	107,210	115,550	72,420
協同組織金融機関計	711	1,322,680	109,340	15,680	61,650	1,540	30,470	37,190	27,970
うち信用金庫	372	726,360	68,400	9,070	39,800	870	18,660	20,200	15,320
うち信用組合	251	125,910	20,070	2,920	11,050	490	5,620	6,310	4,950
合計(預金取扱金融機関)	848	6,264,570	434,480	48,970	239,550	8,270	137,690	152,740	100,390

- (注) 1.計数は、億円を四捨五入し、10億円単位にまとめた。
2.東京相和銀行、新潟中央銀行及び破綻公表済の信用組合を除く。
3.「延滞債権」とは、「元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外のものであり、「3カ月以上延滞債権」とは、「元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金であって、破綻先債権・延滞債権以外のもの」である。
4.一部金融機関において部分直接償却(破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権について、担保等による回収が不可能な額(第4分類債権額)に対し、個別貸倒引当金の計上ではなく、直接償却すること)が行われており、それによる減少が10兆1,070億円である。